

様式44

令和 7年 6月 23日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県四日市市久保田二丁目1番2号

医療法人の名称 医療法人 徳新会

理事長名 豊田 國彦

電話 059 (355) 2980

(355) 2980

決 算 届

令和 6 年 10月 1日から令和 7年 3月 31日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和6年10月 1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人徳新会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市久保田二丁目1番2号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 令和6年 6月28日

(4) 設立登記年月日 令和6年 10月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	豊田 國彦	
理 事	山田 憲隆	四日市徳新会病院管理者
同	山口 昌司	山北徳新会病院、老健優和の里、山北介護医療院管理者
同	井崎 敏也	鏡クリニック管理者
同	菊地 次郎	ドラゴンクリニック管理者
監 事	秀島 友和	税理士

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

・介護予防サービス事業 介護予防特定施設入所者生活介護		
グループホーム さわらび ・認知症対応型老人共同生活援助事業 地域密着型サービス事業 認知症対応型共同生活介護 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防認知症対応型生活介護	秋田県山本郡三種町浜田字上浜田 1 番地 2	
ドラゴン介護支援センター ・居宅介護支援事業 ・介護予防支援事業 ・地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業第一号介護予防支援事業	秋田県山本郡三種町浜田字上浜田 1 番地 1	
四日市徳新会介護センター ・居宅介護支援事業 ・介護予防支援事業	三重県四日市市久保田二丁目 1 番 2 号	
山北徳新会介護センター ・老人居宅介護等事業 居宅サービス事業 訪問介護 ・老人居宅介護等事業 介護予防サービス事業 介護予防訪問介護 ・老人居宅介護等事業 介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防支援事業 ・地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業 第一号介護予防訪問事業	新潟県村上市勝木 1340-1	
山北徳新会介護センター ・障害福祉サービス事業	新潟県村上市勝木 1340-1	

院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

決 算 報 告 書

第 1 期

自 令和 06年 10月 01日
至 令和 07年 03月 31日

医療法人 徳 新 会

三重県四日市市久保田2丁目1-2

様式 2

法人名 医療法人徳新会

※医療法人整理番号 A 8 0

所在地 三重県四日市市久保田二丁目 1 番 2 号

財 産 目 録
(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	2,428,618 千円
2. 負 債 額	533,038 千円
3. 純 資 産 額	1,895,580 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,216,209
B 固 定 資 産	1,212,409
C 資 産 合 計 (A + B)	2,428,618
D 負 債 合 計	533,038
E 純 資 産 (C - D)	1,895,580

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 3 - 2

法人名 医療法人徳新会 ※医療法人整理番号 A 80
所在地 三重県四日市市久保田二丁目 1 番 2 号

貸 借 対 照 表
(令和 7年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,216,209,407	I 流 動 負 債	241,651,138
II 固 定 資 産	1,212,409,456	II 固 定 負 債	291,387,500
1 有 形 固 定 資 産	1,180,048,507	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	22,470,447	負 債 合 計	533,038,638
3 そ の 他 の 資 産	9,890,502	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	0
		II 積 立 金	1,895,580,225
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	1,895,580,225
資 産 合 計	2,428,618,863	負債・純資産合計	2,428,618,863

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 徳新会

※医療法人整理番号 4-80

所在地 三重県四日市市久保田二丁目1番2号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 10月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,180,917
2 事業費用		
(1)事業費	1,225,689	
(2)本部費	△ 34,460	1,191,229
本来業務事業損失		△ 10,312
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		168,617
2 事業費用		220,836
附帯業務事業損失		△ 52,219
事業損失		△ 62,531
II 事業外収益		
受取利息	164	
その他の事業外収益	1,682	1,847
III 事業外費用		
その他の事業外費用	136	136
事業損失		△ 60,820
IV 特別利益		
その他の特別利益	770	770
V 特別損失		
固定資産除却損	9,056	
その他の特別損失	699	9,756
税引前当期純損失		△ 69,807
法人税・住民税及び事業税	147	
法人税等調整額	0	147
当期純損失		△ 69,954

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳新会

理事長 豊田 國彦殿

私は、医療法人徳新会の令和6会計年度（令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 6月 12日

医療法人徳新会

監事 香島 友和

友和